

吉野川市農業委員会総会議事録(7月総会)
(令和4年7月)

1. 開催日時 令和4年7月25日(月)
午後1時30分から午後時分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 19人

会 長 5番 大久保 光 江
 会長職務代理者 12番 真 相 広 也
 副会長 2番 山 口 博 史
 14番 近 藤 清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (2人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議第29号 事業計画変更について
- 報告事項(1)農地法3条第1項の規定による許可申請の取下げ願いについて
- 報告事項(2)農地法5条第1項の規定による許可申請の取下げ願い

について
報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年7月 吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、6番藤川委員、10番原委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和4年9月総会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、17番、瀬尾委員、18番、大塚委員に、議事録署名をお願い致します。

議 長 本日の定例会に出ております議案は、

議第26号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議第27号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議第28号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	8件
議第29号	事業計画変更について	1件

報告事項(1)農地法3条第1項の規定による許可申請の取下げ願
について
報告事項(2)農地法5条第1項の規定による許可申請の取下げ願

について
報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第26号1番の、使用貸借権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。3筆でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字堀り、地目は、台帳、田又は畑、現況、田又は畑、3筆の合計面積は、2,728㎡です。貸し人は、県外で生活しており耕作することができませんので、近隣の専業農家である借り人と使用貸借権の設定で、耕作してもらうことで話がまとまったようでございます。借り人は、自作地8,395㎡、借入地10,185㎡で、主に米、ブロッコリーを栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。貸し人にお話を伺いまして、状況的に何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第26号1番の、使用貸借権の設定につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

- 議 長 異議なしということでございますので、議第26号1番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議第27号、農地法第4条第1項の規定による許可について、でございます。この議案につきましては会長許可でございます。
- 事務局 それでは、1番の、営農型太陽光発電施設建設のための一時転用申請でございます。本件は、徳島県農業会への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 2頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。
- 位置図については、資料2です。
- 申請地の所在は、山川町八幡及び山川町三島、地目は、台帳、田、現況、田又は畑、2筆の合計面積は1,670㎡の内、支柱部分の面積0.91㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地の、第1種農地でございます。
- 計画概要は、申請人は、電気設備会社を経営する傍ら営農もしております。営農型太陽光発電施設下部での営農実績としては、サカキ栽培で1カ所、レンゲ栽培で1カ所、計2カ所の経験がございます。サカキについては、度重なる風水害及び獣害により計画どおりの収穫量を上げることができていませんが、農業委員及びJA麻植郡による営農指導に従い、約150本程度の苗木の植え替えを行い、育生中でございます。レンゲにつきましては、計画収量10 a 当たり400kg中約450kg以上の収穫を上げており、本申請では、実績が担保されているレンゲの作付けを予定しています。作付面積は、パネル下部面積1,002㎡で、収穫高は400kg以上の計画でございます。事務局として、レンゲの作付けということで、徳島県及び徳島県農業会議に、現在の指導要綱上の解釈を問い合わせた結果、レンゲを地力増進作物として敷き込むのであれば問題があるが、飼料作物として販売するのであれば、今のところ問題はないという回答でございました。
- 太陽光発電施設の建設については、太陽光パネル596枚、パワコン8台、発電出力79.2kW程度を設け、四国電力へ売電する計画です。パネル高については、最下部高206cm以上を確保しています。事業費は、自己資金1,630万円を予定しています。
- 土地の造成については、営農型太陽光発電施設建設でございますのでありません。
- 排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。
- その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 9番 9番、川端でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。先日会長他と共に現地調査を致しました。申請者は、他の農地でもレンゲを栽培しており、8割以上の収穫

を上げており、この度の申請地でもレンゲを栽培するようなので、経験もあり、他の農地への影響もないと思いますので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第27号1番の、営農型太陽光発電施設建設のための一時転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第27号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第27号1番につきましては許可することに決定いたしました。本件は、徳島県農業会議へ諮問致します。

議長 　次に、議第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 　それでは1番の、売買による貸し資材置き場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書の3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字王子檀、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は348㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は、平成19年から解体業を営んでおり、譲渡人が管理に苦慮していた、会社事務所隣地の申請地を売買し、会社へ資材置き場の拡張として貸与することで話がまとまったようでございます。事業費は、土羽止め及び既設擁壁等があるため0円でございます。

土地の造成については、整地の上、碎石を敷き仕上げます。民境界には、土羽止め及び既設擁壁があり、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、3番、野上委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いしま。

3番 　3番、野上でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は高齢になり、耕作をしていません。隣地で事業をしている譲受人との話がまとまったようでございま

す。山の裾野で、周辺に農地もありませんので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第28号1番の、売買による貸し資材置き場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第28号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして2番の、賃貸借権の設定による店舗のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、鴨島町内原字西張、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,000㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2農地でございます。併せて利用する土地7筆の合計面積3,732.93㎡、地目、宅地等がございます。国道192号線沿いの間口部分でございます。

貸し人は、農業を縮小しており、店舗計画面積を増設したい借り人との間で、話がまとまったようでございます。

計画概要は、新店舗は申請地及び南の土地に主に建設されるため、申請地の北及び西の境界部には、幅20cmの新設L型擁壁1.5m高を建設し、土砂等の流出を防ぎます。さらに、表土をすき取り、山土と碎石で1m程度盛土し、現在の間口高になるよう仕上げる計画です。基礎部以外の残地部分は、碎石で高さ調整を行い、アスファルト舗装で仕上げます。民民境界は、既設擁壁及び新設L型擁壁があるため、土砂等の流出はありません。店舗等は、鉄骨平屋建て、建築面積1,515.51㎡です。事業費は、自己資金1億2千万円を予定しています。給排水等については、市上下水道を使用します。

雨水については、既設U型側溝及び新設U型側溝を設置し、敷地内切り替え枡及び新設集水枡の設置により、麻名用水へ排水する予定です。麻名用水土地改良区から承諾は得ていますので、排水計画においては、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この申請地のあたりは、旧の役場から東にかけて、浸水地域でございます。流末は、麻名用水に流れ込むという地域です。埋め立てを1m以上するようですが、雨水排水については、麻名用水に承諾をいただいております、周辺排水については、現在は下水道の雨水幹線が来ていますので、水の引きもはやく、隣地は全て貸し人の農地でございますので、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第28号2番の、賃貸借権の設定による店舗のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第28号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして3番の、売買による太陽光発電施設建設、4番の、賃貸借権の設定による太陽光発電施設建設及び議第29号1番の、事業計画変更のための転用申請でございます。関連していますので、一括審議を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。2筆でございます。位置図については、資料5です。申請地の所在は、鴨島町山路字岡原、地目は、台帳、現況共に畑、2筆の合計面積は1,580㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

4番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町山路字阿葉谷、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,604㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

5頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町山路字阿葉谷、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,604㎡でございます。

本申請地は、令和2年11月2日付けで切り枝処分場・チップ保管場所として、農地法5条許可を与え、現在までそのように使用されております。使用状況においては、事務局、担当委員が確認を行っています。この土地を、議第28号4番の太陽光発電設備建設用地として、事業計画変更するものでございます。

3番、4番の合計面積3,184㎡及び阿葉谷の原野、面積531㎡、4筆の合計面積3,715㎡は、一つの発電所として建設するもので、申請者

の話では、四国電力が、この地域の発電受給量に空きが生じたということで、電力受給契約の締結が可能となったため、計画変更の上、太陽光発電施設建設のための転用申請に至ったということでございます。

計画概要は、太陽光パネル790枚、パワコン5台、発電出力249.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金5,000万円を予定しています。

土地の造成については、現場流用土で切り土、盛り土を行い整地し、砕石を10cm程度敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び新設土羽止めを設置するため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透と新設排水路に流入させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。所有者については、申請地の管理に困っていたということでした。この度太陽光に話があり、まとまったということでございます。周辺地域全体が太陽光施設に転用されており、周辺に農地は現在はありませんので、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第28号3番の、売買による太陽光発電施設建設、4番の、賃貸借権の設定による太陽光発電施設建設及び議第29号1番の、事業計画変更のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号3番及び4番、議第29号1番について、許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第28号3番及び4番、議第29号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして5番の、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字江川、地目は、台帳、現況、共に

田、面積は443㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は現在は市外のアパートで生活していますが、妻の親も高齢になり、生活補助も必要になってきたため、妻の実家の隣地である申請地に居宅を新築する計画のようです。申請地には、木造平屋建て住宅、延べ床面積133.76㎡を建設する計画で、事業費は借入金4,700万円を予定しています。

土地の造成については、表土を10cm程度すき取り、山土で35cm程度盛土を行い、碎石を敷き仕上げる予定です。給排水については、市上下水道を使用します。民境界については、既設擁壁及びL型擁壁を新設するので、土砂等の流出はありません。

雨水排水等については、地下浸透と道路側溝へ自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。親元の近くで生活したいとのことで、本申請になったようでございます。周辺は大分宅地化がされておりまして、本申請地は東西に長い長方形の土地でございます。よい農地ではございますが、致し方ないということでございますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第28号5番の、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第28号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして6番、7番については一括審議致します。6番の、贈与による倉庫敷地、駐車場、庭園のための転用申請、7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。なお、7番につきましては、大規模なため、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、川島町川島字前田、地目は、台帳、現況共に田、面積は269㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

計画概要は、譲渡人は、市外で生活しており、樹園地である申請地の管理が十分にできません。耕作放棄地状態になっている申請地を、隣地所有者である譲受人へ贈与することで話がまとまったようでございます。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透と道路側溝へ自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

4頁をご覧ください。7番でございます。4筆でございます。

位置図については、資料8です。

申請地の所在は、川島町桑村字三軒屋、地目は、台帳、現況共に田又は畑、4筆の合計面積は4,265㎡でございます。農用地区分は、令和4年1月19日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル1,103枚、パワコン9台、発電出力449.0kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金5,240万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番

1番、松本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。6番については、所有者が市外に住んでおり管理が出来ないということで、この度の申請になりました。協会も区画されており問題はないと思います。7番でございます。譲渡人の方々は、高齢で後継者もおらず、今後も耕作する予定はなく耕作放棄地になる可能性があるため、地元の太陽光の会社に売却することになりました。近隣に太陽光施設もございますので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第28号6番の、贈与による倉庫敷地、駐車場、庭園のための転用申請、7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号6番、7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第28号6番、7番につきましては許可することに決定いたしました。なお、7番につきましては、徳島県農業会議へ諮問致します。

議 長 続きまして8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 8番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、山川町奥川田、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,386㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル168枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,050万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、12番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 12番、真相でございます。事務局から説明があったとおりでございます。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第28号8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第28号8番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第29号事業計画変更についてでございますが、既に審議は終了しております。

議 長 次に、報告事項(1)農地法第3条第1項の規定による許可の取下げ願いについて(2)農地法第5条第1項の規定による許可の取下げ願いについて(3)農地の転用事実に関する照会について、報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第3条第1項の規定による許可の取下げ願いについて、をご報告致します。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。

位置図については、資料10です。

取下げ地の所在は、鴨島町敷地字正延、地目は、台帳、現況共に田、2筆の合計面積は2,889㎡でございます。本件は、令和4年7月7日付け農地法第3条の規定による許可申請取下げ願い、取下げ理由、契約の解除により許可申請を取下げたものでございます。令和4年7月8日に、取下げ受理通知書を2者に送付致しました。

○報告事項(2)農地法第5条第1項の規定による許可の取下げ願いについて、をご報告致します。

議案書の7頁をご覧ください。1番でございます。3筆でございます。

位置図については、資料11です。

取下げ地の所在は、山川町町、地目は、台帳、現況共に田、3筆の合計面積は1,964㎡でございます。本件は、令和4年6月29日付け農地法第5条の規定による許可申請取下げ願い、取下げ理由、転用計画の廃止により許可申請を取下げたものでございます。令和4年7月1日に、取下げ受理通知書を2者に送付致しました。

○報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものでございます。

議案書の8頁をご覧ください。

1番です。位置図については、資料12です。

照会地の所在は、鴨島町山路字常玄、地目は、台帳、現況共に田、照会地目、原野、面積は513㎡で、令和4年6月15日付けで回答致したものでございます。

2番です。位置図については、資料13です。

照会地の所在は、鴨島町上浦字馬場南、地目は、台帳、現況共に田、

照会地目、雑種地、面積は83㎡で、令和4年6月20日付けで回答致したものでございます。

3番です。位置図については、資料14です。

照会地の所在は、山川町平山、地目は、台帳、現況共に畑、照会地目、山林、面積は2,423㎡で、令和4年6月22日付けで回答致したものでございます。

○報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の9頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、2件2筆でございます。

内訳と致しまして、残存小作権設定の賃貸借権の合意解約が1件1筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が1件1筆、でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(4)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

その他について説明。

農地パトロールへの協力依頼と、活動記録への記載(森本)

活動記録の提出依頼(原田)

以上です。

議 長

それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。

委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会

(終了時刻 午後2時20分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和4年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記